

『地銀“生き残り”のビジネスモデル』

お詫びと訂正

本書におきまして、以下の誤りがございました。読者のみなさまにお詫び申し上げますとともに、訂正いたします。

28ページ 図表2-1-2

以下の表に訂正いたします（29ページに訂正はございません）。

道府県	政令指定都市 (15市)	中核市 (43市)	施行時特例市 (18市)	県庁所在市 (3市/47市)	連携中枢都市 (3市/30市)
北海道	札幌市	函館市・旭川市		(札幌市)	
青森県		青森市・八戸市		(青森市)	(八戸市)
岩手県		盛岡市		(盛岡市)	(盛岡市)
宮城県	仙台市			(仙台市)	
秋田県		秋田市		(秋田市)	
山形県			山形市	(山形市)	
福島県		福島市・郡山市・ いわき市		(福島市)	
茨城県			水戸市・つくば市	(水戸市)	
栃木県		宇都宮市		(宇都宮市)	
群馬県		前橋市・高崎市	伊勢崎市・太田市	(前橋市)	
新潟県	新潟市		長岡市・上越市	(新潟市)	(新潟市)
富山県		富山市		(富山市)	(富山市)・ 高岡市・射水市
石川県		金沢市		(金沢市)	(金沢市)
福井県			福井市	(福井市)	
山梨県			甲府市	(甲府市)	
長野県		長野市	松本市	(長野市)	(長野市)
岐阜県		岐阜市		(岐阜市)	(岐阜市)
静岡県	静岡市・浜松市		沼津市・富士市	(静岡市)	(静岡市)
愛知県	名古屋市	豊橋市・岡崎市・ 豊田市	春日井市	(名古屋市)	

三重県			四日市市	津市	
滋賀県		大津市		(大津市)	
京都府	京都市			(京都市)	
大阪府	大阪市・ 堺市	八尾市・ 東大阪市	岸和田市・吹田市 ・茨木市	(大阪市)	
兵庫県	神戸市	姫路市・尼崎市・ 西宮市		(神戸市)	(姫路市)
奈良県		奈良市		(奈良市)	

30ページ 図表2-1-3

下段【2層目】の図中、「××県」は、正しくは「××市」です（4か所）。

以上